

作成日：令和3年4月22日

令和3年度第1回 高松圏域自立支援協議会 相談支援事業所部会議事録

日付	令和3年4月15日
時間	9時30分～10時35分
開催会場	かがわ総合リハビリテーション福祉センター2階第1研修室 Zoomによるオンライン参加
参加機関等	高松市障がい福祉課、支援センターこがも、障害者相談支援センターつなぐ、生活支援センターサンサン、相談支援事業所おりがみ、相談支援事業所 EVEN、相談支援センターしのめ、相談支援事業所夢、支援センターキラキラ、特定非営利活動法人自立ケアシステム香川、相談支援事業所ウェルネスサポート、相談支援事業所 We、障害者相談支援事業所かつが、相談支援事業所シエンタ、障害者生活支援センターたかまつ、障害者生活支援センターあい、障害者地域生活支援センターほっと、障害者相談支援センターりゅううん、地域活動支援センタークリマ、相談支援事業所ライブサポートセンター、みき相談支援センター、相談支援ナビット、一般社団法人 garyu、相談支援れいんぼー 順不同 計27名

議題1：権利擁護センターからの説明

議事	○権利擁護センター センター長 井上様より説明 ・権利擁護センターの業務内容、ライフプランノートの活用について ・新事業の見守りあんしんサポート事業の説明。対象者にはいくつか要件がある。原則子どもがいる方は対象外だが、成年後見制度を利用するような障害を持つ子どもと2人の暮らしの方は対象となる可能性もある。
----	---

議題 2：情報共有

<p>議事</p>	<p>○事業所運営で問題を抱えているサービス提供事業所の現在の様子について共有。行政に報告し、対応の様子をみている。</p> <p>○新型コロナウイルス感染時や濃厚接触者と認定された際の対応について。当事者が感染した際、相談員に情報が来るまで数日かかり関係機関への連絡対応が遅れた。保護者が関係者全てに連絡をするのか、相談員が担うべき役割ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケースによってはアプリや SNS で一括共有できるようなシステムを活用している人もいる。</li> <li>・サービス提供事業所が情報を得た際、相談支援専門員に報告して欲しい。その上で相談支援専門員は行政に報告し、連携して対応する必要がある。</li> <li>・ケースバイケースではあると思うが、この事例を用いて対応を検討してはどうか。</li> </ul> <p>○ヘルパー事業所からの空き状況の PR</p> <p>○今年度の研修予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6、9月 特定相談事業所から他機関へ引き継ぐ際の連携について学ぶ。</li> <li>・ 11、2月 緊急時対応を盛り込んだ計画の立て方について学ぶ。</li> </ul> <p>○香川県中部養護学校よりサービス担当者会議への参加について 資料配布</p> <p>○香川県立高松養護学校より個別の教育支援計画について 資料配布</p>
<p>決定事項</p>	
<p>今後の動き</p>	
<p>備考</p>	



お子様の育ちやからだの使い方、学びについてご相談をお受けします

# からだと学びの相談センター

香川県立高松養護学校

こんなことが気になっていませんか？

## 健康を保つこと

腰が痛い。風邪を引いたらいつまでものどがゴロゴロ…していませんか？

## 学習すること

しっかりと見たり、手で物を扱ったりすることが難しく、勉強しにくさを感じていませんか？

## 社会参加すること

移動や活動にいつも援助が必要なのでついつい「人任せ」になっていませんか？

「からだと学びの相談センター」はこんなご相談にお答えできます。

勉強するとすぐに疲れる。読んだり書いたりに時間もかかる。仕方ないのかなあ？

いろいろな補助具や、教材の工夫のアイデアがあります。タブレット端末も便利です。

毎日続けられる運動や、身体ケアの方法が知りたいんですけど…

専門的に指導に取り組んでいる指導者がいます。一人一人に合った方法を考えていきましょう。

からだの障害以外のことも相談できますか？

はい。ご相談内容に応じた情報をお伝えします。

まずは、ご相談ください

香川県立高松養護学校  
からだと学びの相談センター  
(担当：支援教育部)

TEL 087 (865) 4500  
Email takayo01@kagawa-edu.jp

# 相談

就学や進路の相談、教育についてのご相談をお受けします。

随時行っています。まずはお電話でご予約ください。

# 研修

研修会、講演会、学校参観などを実施します。

研修会やフリー参観（学校公開）、体験入学会などを行っています。

# お役立ち資料箱

当センターのホームページで分かりやすい資料をダウンロードできます。

研修資料や支援教育だよりなどを載せていく予定です。

**将来**

## 就学や進学相談

- ・お子さまの就学や進学に関する相談をお受けします。
- ・本校への入学を希望する方以外も相談できます。

## 自立活動の相談

- ・自立活動の授業でどんなことに取り組めば良いかアドバイスがほしい。
- ・自立活動で使う教材や教具が知りたい。

## 体づくり・動きづくりの相談

- ・自宅や学校・園でも、体づくりや動きづくりに取り組みたいけど、専門知識がないのでアドバイスがほしい。
- ・トイレや移動など日常の動作が大変。良い方法を知りたい。

## 学習用具や環境の工夫 授業づくりの相談

- ・鉛筆や教科書などがうまく扱えなくて強が進みにくい。学習手段の工夫や配慮が知りたい。
- ・教室の環境、設備の改善について助言してほしい。

## ICTの活用相談 タブレット型情報端末の貸出

- ・書いたり消したり、本を調べたりする動作が大変なので、勉強にタブレット端末を使いたい。
- ・コミュニケーションに難しさがあるので、何か便利なアプリが使えないだろうか。

## 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成

- ・指導計画と教育支援計画の違いがよく分からない。
- ・自分なりに作成してみたけど、足りない視点や内容がないか、アドバイスしてもらいたい。

詳しいご案内や申込書は、ホームページに随時、載せて参りますのでご確認ください。

香川県立高松養護学校

# 個別の教育支援計画



子どもたちの  
より豊かな生活の  
実現を目指して

## 個別の教育支援計画とは・・・

個別の教育支援計画とは、本人や保護者の希望を踏まえ、障害のある児童生徒一人一人に必要な教育的ニーズを関係機関(教育、医療、保健、福祉、労働等)と連携して正確に把握し、幼児期から学校卒業までを通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成されます。

【香川県教育委員会「すべての教員のための特別支援教育ハンドブック」より】

子どもたちの将来に繋がる  
大切な計画書です

A より豊かな生活をイメージして、教育的ニーズを整理するためのツール

B 連携のためのツール

C 必要な支援を引き継ぐためのツール



# POINT①

## A「より豊かな生活をイメージして、 教育的ニーズを整理するためのツール」



個別の教育支援計画を作成する前に、まずは本人・保護者・担任で「より豊かな生活」をイメージします。

そして、そのために必要な支援について、本人・保護者・担任が話し合いながら、個別の教育支援計画を作成します。



### 現在の願いや課題を知り、「より豊かな生活」の 実現のために必要なこと(教育的ニーズ)を考えます

#### 本校様式:個別の教育支援計画 I

個別の教育支援計画 I	
〇〇部 年	
香川県立高松養護学校 作成者氏名 令和 年 月	
(困っていることなど) 現在の課題	本人・保護者 現在の生活の充実や将来のより豊かな生活の実現に向けての課題について記入します
(つきたい力など) 現在の願い	本人・保護者 より豊かな生活の実現に向けて取り組んでもらいたいことや、支援してほしいことを記入します
児童生徒のニーズ (より豊かな生活の実現のために必要なこと)	
上欄を踏まえて、本人や保護者、担任で、協議し、教育的ニーズを整理します	
連携する関係機関等	連携の記録・履歴
この支援計画を了承します。 令和 年 月 日 氏名	

本人や保護者の  
現在の課題 (困っていること)  
現在の願い (つきたい力)  
を明確にします

本人・保護者・担任で  
「より豊かな生活」のイメージ  
を話しあいます

実現のために必要なこと  
(教育的ニーズ) を考え、整理します

必要な連携機関を書き出し、実際に行った連携の履歴を記入します

### 教育的ニーズって？

子どもの「より豊かな生活」の実現のために必要なことを教育的ニーズと言います。いくつかの教育的ニーズを網羅的に支援することは、限られた学校生活の中だけでは到底難しく、重点的に行うことを絞り、整理することが必要になります。そこで、本校では、整理するポイントを以下の2点とし、教育的ニーズの整理を行っています。

<整理するポイント>

- ①優先度の高いもの
- ②実現できる可能性の高いもの

より豊かな生活

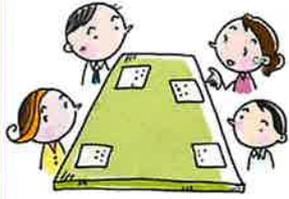
教育的なニーズ

本人の今の生活



# POINT②

## B「連携のためのツール」



子どもの「より豊かな生活」を実現するためには、学校だけでなく、広い視野で子どもの生活を把握し、支援していく必要があります。

校内の関係者や校外の関係機関と情報交換するだけでなく、それぞれの立場でできることを話し合い、役割分担するためのツールとしても個別の教育支援計画を使っています。

高松養護学校では、個別の教育支援計画を校内・校外の会議に持ち込み、校内・校外関係機関との連携ツールとして活用をしています。

児童生徒を支援する関係者・機関が集まり、個別の教育支援計画をもとに、支援目標や支援内容について情報を共有します。そして、支援目標に対して、具体的に「誰が」「いつ」「何をするのか」といった支援の役割分担まで話し合います。

### ＜校内における活用例＞

- ・前期・学年末懇談会
- ・自立活動室・寄宿舎との打合せ
- ・医療的ケア児の連絡会
- ・その他のケース会

### ＜校外の関係機関を含む会議等での活用例＞

- ・サービス担当者会議
- ・PT・OT・STなどのリハビリ見学
- ・現場実習や進路に関する会議
- ・その他のケース会

**「より豊かな生活」の実現のために、  
学校・家庭・関係機関が連携した具体的な計画を立てます**

### 本校様式：個別の教育支援計画Ⅱ

個別の教育支援計画Ⅱ				
〇〇部 年		香川県立高松養護学校 作成者氏名 令和 年 月		
支援目標	支援の内容			
	学校・家庭	担当	福祉・医療・労働等	機関名担当者名(年月日)
<b>支援目標に対して、誰が、いつ、何をするのかを具体的に決めます</b>				
教育支援計画Ⅰの「児童生徒のニーズ」に対応した今年度の支援目標を記入します	学級、家庭での支援内容を保護者と話し合い記入します		支援目標に対応した校外の関係機関(デイサービス、ヘルパー、PT、OT等)の支援内容や支援を行う機関名、担当者名を記入します	
	学級や家庭、連携して支援を行う教科担任、自立活動室、寄宿舎、学校看護師等を記入します			
支援の評価・今後の課題・引継ぎ事項				
年度末(1月～2月)に、一年間の取組の評価を記入します				
この支援計画を了承します。		令和 年 月 日 氏名		

### より豊かな生活を考えるヒント

「より豊かな生活」を考える際に大切なことは、将来を漠然とイメージするのではなく、〇年後の「より豊かな生活」について具体的に考えます。小学部に入学したばかりの児童であれば、2、3年後の生活のイメージになりますし、高等部の生徒は、間近に迫った卒業後の生活を見据えたイメージになります。

また、以下の2つの視点を加えることで、より具体的な生活をイメージすることができます。

- ①現在の生活における課題を解決することで、自分らしく輝ける生活ってどんな生活ですか？
- ②社会参加や自立に向けて、本人の得意なことを活かして、どんなことができるようになるかとよいですか？



けん り よう ご

相談無料

# 権利擁護

センター

権利や財産を守る  
しくみがあります。



## 成年後見制度

利用できる  
福祉サービスが  
分からない

お金を  
管理するのが  
難しく  
なってきた

母親が悪徳  
商法にだま  
された

障がいがある子どもの  
将来が心配



あなたや家族、お知り合いのこのような困りごとは  
**TEL 087-811-5250 までご相談ください。**

高松市社会福祉協議会

# 教えて！権利擁護センター

権利擁護  
センターって  
何をするとところ？

成年後見制度や日常生活自立支援事業をはじめ、権利擁護に関する制度を活用しながら、住み慣れた家や地域でのあなたらしい暮らしを支援するところです。

どなたでも相談できます。困りごとが深刻になる前に早めに相談いただくことが大事です。

本人や家族しか  
相談できないの？

どんなサポート  
が受けられるの？

ご相談をお受けしたら、お話をお聞きし、困りごとを整理し、解決方法を考え、各専門機関と連携して支援します。



相談はすべて無料です。  
お気軽にご相談ください。

相談費用は  
かかるの？

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

## 権利擁護センター

TEL 087-811-5250

FAX 087-811-5256

〒760-0066 高松市福岡町二丁目24番10号  
月～金曜日 8:30～17:15 (祝日は除く)



## 権利擁護センター のさまざまな事業

**成年後見支援事業** 成年後見制度とは、判断能力が不十分となった方について家庭裁判所に申し立てを行うことで本人を支援する人（成年後見人等）が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。権利擁護センターでは成年後見に関するご相談にも対応しています。

**日常生活自立支援事業** 認知症、知的障がい、精神障がい等により、福祉サービスの利用や日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しく、お困りの方に対して、安心した暮らしが送れるよう、金銭管理支援等のお手伝いを契約を通して行います。

社会福祉協議会（通称「社協」）は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とする非営利の民間組織です。1951年に制定された社会福祉事業法（現「社会福祉法」）に基づき、設置されています。高松市社会福祉協議会では地域の方々と協力し、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、さまざまな福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

## 高松市社会福祉協議会とは

### ご寄付のお願い

高松市社会福祉協議会では、みなさまからの寄付を受付しております。お祝い事や香典等の慶弔金のお返し、遺贈による寄付（生前に遺言書で相続財産の一部を寄付することを決めておく）等、みなさまからお寄せいただいた寄付金は、地域福祉の充実に活用させていただきます。また、児童福祉に使ってほしい等、目的別寄付も可能です。

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会

## 権利擁護センター

〔TEL〕 087-8111-5250

〔所在地〕 高松市福岡町二丁目24番10号

〔受付時間〕 8:30～17:15（土日祝を除く）

今から未来へ 安心をお届け

# 見守りあんしん サポート事業

いざというとき、あなたの終活を  
しっかりサポート

## 権利擁護センター

 高松市社会福祉協議会

# 見守りあんしんサポート事業とは

頼れる親族などがない方が、判断能力があるうちに、高松市社会福祉協議会と契約を結び、日ごろの見守りや死後の事務を行うことで、安心して生活していただく事業です。

## 下記のすべての要件を満たす方

- ・ 高松市内にお住まいの方
  - ・ 単身で70歳以上の方、または本人を含む同居のご家族がすべて70歳以上の方
  - ・ 契約内容を理解し、ご利用を希望される方
- ※ 生活保護を受給している方、原則子どもがいる方は利用できません。

## 対象となる方

## 事業内容

見守りあんしんサポート事業のご利用にあたっては、「見守りサービス」と「死後事務委任契約」が基本のサービスとなります。また、ご希望に応じて「あんしんサービス」（選択サービス）のご利用も可能です。ご利用料とは別に、死後事務にかかる費用として預託金が必要です。

見守りあんしんサポート事業（基本サービス）		利用料
見守りサービス	定期的な自宅訪問または電話連絡による状況確認（原則、月1回程度）	契約時事務手数料 50,000円
死後事務委任契約	契約時に作成した公正証書の内容に基づいてお手伝いします 例) ✓ 葬儀・埋葬の執り行い ✓ 葬儀・埋葬の費用、施設料の支払い、事務手続き ✓ 死後の入院費・施設料の支払い、 ✓ 家財処分 ✓ 葬儀費用や埋葬費用の支払いなど	月額料金 12,000円

## あんしんサービス（選択サービス）

項目	サービス内容（下記は一例です）	利用料
日常的な生活支援	福祉サービス利用援助	1時間あたり
日常的な金銭管理支援	預金の払い戻し	2,500円
入院（所）時支援	契約立会等の事務手続き 主治医への情報提供	
保証機能	緊急時連絡先	預託金等による入院（所）費用の支払い
書類預かり	通帳等重要書類の預かり	1か月あたり 1,000円

## 死後事務委任とは

「私にもしものことがあった時には、あなたに死後の事務手続きをお願いしますよ」と頼んで契約しておくことを**死後事務委任**といいます。自分の死後、契約通りに実行してくれる信頼できる相手に依頼することが重要です。

## 預託金とは

お亡くなりになった後は、葬儀や諸手続きに費用がかかります。見守りあんしんサポート事業では、その費用を事前にお預かりした**預託金**で対応します。預託金は、死後に発生する費用のために、ご契約前にご希望の業者より各種の見積もりを取り、必要な額を算出して、高松市社会福祉協議会に預入していただくお金のことです。預託金額の一部は執行の事務手数料にあてられます。

預託金	500,000円以上から預入可能
使用項目例)	具体的使用の一例)
葬儀実費費用、家財処分、必要経費等の支払い、行政官庁等への諸届等	①家財処分=300,000円～ ②埋葬(火葬)費用 220,000円～
合計	520,000円 + 事務手数料

※上記はあくまで一例です。

## 死後事務委任契約公正証書とは

ご契約時に、葬儀や埋葬方法、預託金の処理などについて細かく取り決めた**死後事務委任契約公正証書**を作成していただきます。お亡くなりになった後は、契約内容に基づいて死後事務を行います。

## ご利用までの流れ

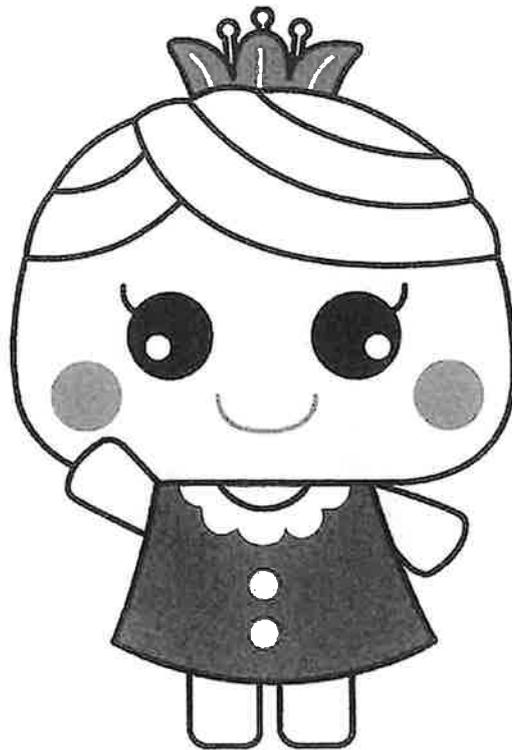
契約後は、見守りサービスを実施。身体機能や判断能力の低下など、利用者さまの状況やご希望やご希望に合わせて、介護保険、日常生活自立支援事業、成年後見等、総合的な支援につなげます。

※相談から契約締結までに6カ月程度かかる場合もあります。



高松市社会福祉協議会

# 私のライフプラン ノート



名前

書こう、話そう、あなたの人生のこと。

あなたはこれまで、どんな人生を歩んできましたか？

これから、どんな人生を歩んでいきたいですか？

自分の望む人生を、最後まで自分らしく歩むために。

必要なことや、考えをまとめるお手伝いをするのがこの冊子の役割です。

ご自身やご家族のこと、財産、もしもの時のこと……

テーマに沿って書きすすめるうちに、思いを自然と整理できるようになっています。

また、書いたことを元に、家族やかかりつけ医など周囲の人としっかり話し、理解してもらうことも、最後まで自分らしく生きるためにはとても大切なことです。これからやりたいこと、行きたい場所、会いたい人を思いつくままに書いてください。

さあ、ペンを取って、あなたらしい人生について考えてみましょう！

## 書き方 ゆっくりと楽しみながらあなたの思いを書いてください。

- まずは好きなページから気軽に書きはじめましょう。
- 必要だと思うページを選んで書いても良いでしょう。
- 何度書き直しても大丈夫です。その際は、更新日を記入しましょう。
- 定期的に振り返り、状況に応じて修正してください。
- 写真を貼る、資料をはさむ等、自由にお使いいただけます。
- 家族と相談しながら書いても良いでしょう。
- ノートの存在を誰かに伝え、保管場所を明らかにしておきましょう。

## もくじ

第1章 わたしのこと……	2	第4章 大切な人たち……	13
第2章 もしもの時は……	7	第5章 財産について……	15
第3章 エンディング……	10	第6章 高松市社会福祉協議会 ……………	17

※個人情報が含まれるため、大切に保管しましょう。

※本冊子には、法的効力はありません。法的効力を求める場合は、遺言書の作成が必要となります。



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う“マチのブックレット”です。



HOPE INC. 令和3年3月発行

発行：高松市社会福祉協議会 権利擁護センター  
編集・デザイン：株式会社ホープ

# 第1章

# わたしのこと



## わたしの基本情報

記入日

年 月 日

フリガナ

名 前

生年月日

明治  
大正  
昭和  
平成

年 月 日

住 所 〒 -

都・道  
府・県

市・区  
郡

本 籍

電話番号 ☎ ( ) -

携帯電話番号 ☎ ( ) -

パソコン

メールアドレス:

ID:

パスワード:

携帯電話

メールアドレス:

ID:

パスワード:

# おもいで・あしあと

記入日

年 月 日

誕生時 ※例:名前の由来等

幼少期

青春時代

その他の時代

学歴

職歴

これまで住んだ家・場所

大切な思い出

今のわたし

記入日

年 月 日

趣味・特技

好きな食べ物

好きな花



好きな音楽



好きな本・映画

宝物・コレクション



これからやりたいこと・行きたい場所・会いたい人



# 健康状態

記入日

年 月 日

●かかりつけの病院 ※主治医にチェック☑を入れてください。

病院名・科

電話番号 ☎ ( ) -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ ( ) -

医師名

病 名

病院名・科

電話番号 ☎ ( ) -

医師名

病 名

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。



●健康保険証

種類	番号
保管場所	

●その他 証明書等の有無 ※チェック  を入れてください。

* 介護保険証	有・無	保管場所:
* 障害者手帳等	有・無	保管場所:
( <input type="checkbox"/> 身障 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> 難病 )		
* その他		

アレルギー等 気をつけること



いつも飲む薬 ※処方箋があれば貼っておくと良いでしょう。

## 第2章

# もしもの時は



### 病気の時は

記入日

年 月 日

●告知について ※チェック  を入れてください。

病名・余命を告知してほしい  病名のみ告知してほしい

家族等にまかせる

その他

●延命治療について ※チェック  を入れてください。

可能な限り延命治療を受けたい

回復の見込みがなければ  
延命治療を希望しない

苦痛を少なくすることを重視する

その他

●終末医療について ※チェック  を入れてください。

自宅で過ごしたい

病院で看護を受けたい

ホスピスで過ごしたい

その他

●臓器提供・献体について ※チェック  を入れてください。

臓器提供意思表示カードを  
持っている

臓器提供・献体を希望しない

献体の登録をしている

登録先:

その他

●私が判断できない時は

私の治療方針については、

名前:

続柄:

連絡先:

の意見を尊重して決めてください。

## 介護が必要な時は

記入日

年 月 日

●介護をお願いしたい人 ※チェック☑を入れてください。

- 配偶者 名前: \_\_\_\_\_
- 子ども 名前: \_\_\_\_\_
- その他 名前: \_\_\_\_\_ 関係: \_\_\_\_\_

●介護してほしい場所 ※チェック☑を入れてください。

- なるべく自宅を希望する
- 病院・施設 名称・場所等: \_\_\_\_\_
- お任せする

●介護の費用 ※チェック☑を入れてください。

- 私の預金や年金等でまかなってほしい
- 用意してある 保管場所等: \_\_\_\_\_
- その他 \_\_\_\_\_

メモ

## 判断能力が低下した時は

記入日

年 月 日

●財産管理などをお願いしたい人 ※チェック  を入れてください。

<input type="checkbox"/> 配偶者	名前:	
<input type="checkbox"/> 子ども	名前:	
<input type="checkbox"/> その他	名前:	関係:

「その他」の場合は、以下のいずれかにチェック

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 任意後見人             | <input type="checkbox"/> 代理人(財産管理委任契約) |
| <input type="checkbox"/> 代行(日常生活自立支援事業の利用) |  |
| <input type="checkbox"/> 特に契約はしていない        |  |

メモ

※書き足りないこと等を自由にお書きください。

### 成年後見制度について

認知症等で、判断能力が十分でない方を保護・支援するための制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

\* 法定後見制度・・・家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができます。

\* 任意後見制度・・・本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。 ※法務省ホームページ「成年後見制度～成年後見登記制度」より抜粋

# 第3章

# エンディング



## 葬儀のこと

記入日

年 月 日

●葬儀の場所・規模 ※チェック☑を入れてください。

お任せする

希望がある

名称・場所・規模(出席者)等:

宗旨・宗派:

菩提寺:

その他

●喪主について

任せたい人

●香典 ※チェック☑を入れてください。

いただく

辞退する

●供花 ※チェック☑を入れてください。

いただく

辞退する

●遺影 ※チェック☑を入れてください。

お任せする

用意してある

保管場所:

●葬儀の費用 ※チェック☑を入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

用意してある

保管場所等:

その他

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

## お墓のこと

記入日

年 月 日

●お墓の場所 ※チェックを入れてください。

希望なし       希望あり      名称・場所等：

すでにある      名称・場所等：

●お墓の費用 ※チェックを入れてください。

私の預金や年金等でまかなってほしい(※)

用意してある      保管場所等：

その他     

※預金凍結中は引出しができませんが、一定の範囲内であれば、相続人単独で預貯金の払い戻しを受けることができます。

## 遺言書について

記入日

年 月 日

●遺言書の有無 ※チェックを入れてください。

作成していない       作成している      保管場所：

作成している場合は、以下種別のいずれかにチェック

<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	作成日： <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
<input type="checkbox"/> 公正証書遺言	作成日： <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
<input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>	作成日： <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

※自筆証書遺言は、封がされている場合、封がされていない場合も、開封前に家庭裁判所で検認手続きをとってください。

※遺言書保管法(令和2年7月10日～)により、法務局に保管してある自筆証書遺言は、検認手続きは必要ありません。

## もしもの時の連絡先リスト

記入日

年 月 日

名前(フリガナ)	関係	住所・電話番号	備考
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	
( )		〒 - ☎( ) -	

## 渡したいもの

記入日

年 月 日

\* 何を

品名:

\* 保管場所

\* 誰に

名前:

関係:

\* 連絡先

\* 何を

品名:

\* 保管場所

\* 誰に

名前:

関係:

\* 連絡先

# 第4章

# 大切な人たち



## 家族・親族

記入日 年 月 日

### わたしの家系図

父方祖父 父方祖母 母方祖父 母方祖母

※わかる範囲で書いてみましょう。  
 ※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくとい良いでしょう。

《父方のおじ・おば》 父 母 《母方のおじ・おば》 義父 義母

《わたしの兄弟》 自分 配偶者 《義理の兄弟》  
 《おい・めい》 《おい・めい》

《子と子の配偶者》  
 子 子 子 子 子 子  
 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫 孫

### ペットのこと

※ペットの引取りをお願いしたい場合は、事前に相手に依頼しておきましょう。飼育費用を信託する、ペットのための信託もあります。司法書士や弁護士など、専門家に相談してみると良いでしょう。

名前  ペットの種類 犬・猫・その他

生年月日  性別  かかりつけの動物病院

私にもしものことがあったら ※例：〇〇さんに引き取ってもらいたい 等

## 家族・親族へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (続柄/ )

---

さんへ メッセージ (続柄/ )

---

## 友人・お世話になった方へのメッセージ

記入日

年 月 日

さんへ メッセージ (関係/ )

---

さんへ メッセージ (関係/ )

---

# 第5章

# 財産について



## 資産と負債

記入日

年 月 日

■ 不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
■ 預貯金	金融機関名	支店	金額	備考
■ その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考

# 資産と負債

記入日

年 月 日

■ 借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
■ 生命保険・損害／傷害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
■ 公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
■ 個人年金・企業年金	名称	番号・記号等		備考

# 第6章

# 高松市社会福祉協議会

## さまざまな福祉の困りごとを、ご相談ください!

高松市社会福祉協議会は誰もが住みなれた地域で暮らしていける「やさしい心でつながる高松(まち)」を目指して活動する、民間の社会福祉法人です。

1人で悩んだまま、苦しい毎日を送っていませんか?誰でも気軽に相談できるのが高松市社会福祉協議会です。内容が明確になっていなくても大丈夫です。まずはお電話ください。

## 相談窓口

### ●総合相談窓口

福祉や生活に関する様々な相談をお受けします。解決に向けて適切な専門機関につなぐなど、総合的な支援活動を行います。

社会福祉法人 高松市社会福祉協議会  
 〒760-0066 高松市福岡町二丁目24番10号  
 ☎087-811-5666 FAX 087-811-5256



\*土・日・祝祭日・年末年始を除く午前8時30分～午後5時15分 [ホームページ](#)

### ●相談したいこと

相談したいこと	担当	電話番号
成年後見制度について知りたい	権利擁護センター	087-811-5250
権利擁護について相談したい		
生活福祉資金を借りたい	自立相談支援センターたかまつ	087-802-1081
生活や仕事の相談がしたい		
介護や福祉の相談をしたい	心配ごと相談 *月・金曜日(弁護士相談日は中止)	087-811-5777
誰かに話を聞いてほしい		
弁護士に相談したい(要予約)	弁護士相談(月2回)	087-811-5777
専門家に相談したい	心配ごと総合相談(年3回)	
近所で福祉の困りごとがある	まるごと福祉相談	087-811-5888
家族内に福祉の困りごとがある		
どこに相談していいか分からない		
介護や認知症のことを相談したい	本所 介護サービス課	087-806-0500
介護保険サービスを利用したい		
ケアマネジャーを頼みたい		
障がい福祉サービスを使いたい		

## そなえ、まもり、暮らしをささえる権利擁護センター

権利擁護センターでは、下記のようなお困りごとの相談を受け、「日常生活自立支援事業」や「成年後見制度」をはじめ、権利擁護に関する制度を活用しながら、住みなれた家や地域でのあなたらしい暮らしを支援します。

- 利用できる福祉サービスが分からない
- 公共料金や携帯代など、日常的なお金の管理がしにくくなった
- たくさん手紙や書類が届くが、何の手続きや支払いが必要なのか分からない
- 悪徳商法の被害によくあってしまう
- 身寄りがなく将来のことが心配だ

相談は無料です。気になることがあれば、まずは、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ

高松市社会福祉協議会 権利擁護センター  
〒760-0066 高松市福岡町二丁目24番10号  
☎087-811-5250 FAX 087-811-5256

## あなたの思いが地域を支えます

遺言により、ご自身の財産を特定の人々(お世話になった方やNPO法人、社会福祉法人等)へ渡すことができます。高松市社会福祉協議会では認知症高齢者にやさしいまちづくりや子育て支援、中学生に対する学習支援、生活困難に陥っている人の支援に力を入れています。人生の総決算ともいえる遺産を、自分の意志で未来のまちづくりに活かしませんか？

まずは本会にご相談ください。遺贈内容や遺言書作成にあたり、信頼できる弁護士等の専門家をご紹介します。





令和3年4月21日

相談支援事業所各位

香川県立高松養護学校  
校長 百合 公明  
(公印省略)

### 本校教員のサービス担当者会議への参加・情報提供について

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことと心よりお喜び申し上げます。平素は本校の教育につきましてご理解をいただきありがとうございます。

さて、本校では現在在籍する児童生徒の約8割が支援サービスを利用しています。

本校に在籍する児童生徒の支援サービスの利用にあたり、担任等がサービス担当者会議に参加させていただくことで、支援サービス利用の状況や過ごし方などの情報を得たり、学校での支援の情報をお伝えしたりすることができ、教育や支援の質の向上が期待できると考えています。

つきましては、下記の「サービス担当者会議への参加・情報提供についての流れ」をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 《サービス担当者会議への参加・情報提供についての流れ》

学校から

更新日である誕生日の1か月前ごろ、保護者と担任がサービス担当者会議について確認します。  
参加や情報提供をさせていただく場合は、保護者を通してご連絡します。



相談支援

事業所より

・日時や場所について、保護者を通してご連絡ください。  
(日程の調整につきましては、担任や特別支援教育コーディネーターが直接ご連絡させていただく場合もあります)



担任より

会議へ参加し、個別の教育支援計画などの資料を用いて、学校での取組を説明したり、事業所での様子をお伺いしたりします。

#### ご確認いただきたい点

- ・本事業は高松養護学校独自のものです。他の特別支援学校の対応とは異なりますのでご注意ください。
- ・相談支援員への連絡は、原則保護者が行います。(日程の調整については、担任や特別支援教育コーディネーターが直接連絡をとることもあります。)
- ・本校を会場にお使いいただけますと、複数の教員が参加し、話し合いを行うことができます。是非ご検討をお願いします。
- ・不明な場合は担任、又は特別支援教育コーディネーター(小：塩路、中：秋山、高：桑島)までお尋ねください。

